

明治御聖徳における日英同盟

武藏野短期大学教授

二木秀雄

序

本小論は、日英同盟締結九〇年に当たり、日英同盟を締結するに至った背景、締結の経緯、条約の内容を分析して、明治天皇の御聖徳をお偲び申し上げるとともに、その変遷及び一〇年で廃棄を余儀なくされた国際政治の冷厳な事実について考察するものである。

個人が友人を求める如く、国家も友邦を求める。友邦の条件はただ単に軍事力の強弱だけでなく、政治・経済・社会・文化のあらゆる面を評価して、自国と共通の国家目標または国益を有するか否かを判断し、しかも他国の反応をも考慮して、慎重に決定する。

古来、合衆連衡・遠交近攻など同盟政策によって国の安全を図った例は少なくない。⁽¹⁾ 現在日本は米国と同盟を結んでいるが、世界情勢の変化によっては廃棄も避けられない。

しかし日本が国際的に孤立化することは世界にとっても日本にとっても重大な事態を招くであろうことは歴史が教えている。一方、国際連合の機能の強化とともに世界の安保は個別的安保から集団的安保へと変わりつつあることも

事実であり、日英同盟締結九〇〇年を機会に日本の集団安保の将来について考えることができれば幸いである。

第一 明治天皇の外交と軍事の大方針　日英同盟における御聖徳⁽²⁾

明治陛下が世界平和を真に祈念遊ばされたことはよく知られているが、一方、外交と軍事、即ち国防の基本についても格別の御聖旨が示されていた。

明治二七年日清戦争宣戦布告直後の八月三〇日、伊藤總理と山県陸軍大將（前總理・枢密院議長で、開戦とともに第一軍司令官として朝鮮半島における対清作戦を直接指揮することになった）を宮中に召されて、①國の大計は文武相応じて謀議調密を要すること、②軍事上においては大本營と出師首將との間、その權域を明らかにし謀議、画策その精神を貫通し違算なきを期すること、③往々にして局外与國の干渉を免れ得べからざるをもって外交と軍事の方略とあいまつて齟齬することなく終局の大計に注意すること等が最も肝要であると示された。

これこそ当時における、外交と軍事並びに中央と現地軍を律する基本原則となつた。

そして日英同盟締結に当つて、外交当局と軍事当局との両者の意見並びに日英同盟論者と日露協商論者の両方の得失を質し、常に伊藤博文の意見を参考にされた。

又、英國はもとより、ロシア、ドイツ、アメリカ、フランス及び清國並びに韓國等の諸元首及び来日又は駐日する諸國の使節等に対して、極めて懇切な待遇を与えておられる。

一方我が国及び列強の外交官及び陸海軍人に対しても非常な待遇を与えておられる。

日英同盟の締結交渉及びその軍事協定締結に伴う陸海軍人、英國艦隊の訪日時における司令長官及び軍人に対する待遇は特に懇切である。

更に我が国と英國及びロシア、ドイツ等の王室との間の皇室外交には特に尽力された。そしてこのよう、皇室外

交が存する限り日英同盟は有効であったが、伊藤のハルビンにおける遭難以後は陛下も力を落とされ、やがて崩御となり、明治の終わりとともに日英同盟も冷却の度を加えたことは誠に遺憾なことであった。

日英同盟に直接関係ある御聖徳を列举すれば次の通りである。

① 明治三四年秋、日英同盟か日露協商かの論が分かれ、政府の日英同盟推進に対し、ロシアとの戦争になることを恐れる伊藤博文の意見を重視され、又御自身でロシア皇帝或は皇太子に対する友誼を熟慮され、ロンドンにおける日英同盟協約案の成立の直前、訪露中の伊藤に対して、特に訓令を出されて同案に対する最終的意見の提出を求められた。

② 明治三五年一月三〇日、ロンドンで日英同盟が調印され二月一一日に公表された。そこで、日英親善の証として、同年六月に行われる予定の英國皇帝エドワード七世の戴冠式に彰仁親王を御名代として派遣参列せしめられた。

③ 同年二月一一日、枢密顧問官会議が開かれ、桂総理及び小村外相が報告を行っている。この際、西園寺公望枢密院議長に対し『朕 東洋の平和を維持し、国運の隆昌を期するは、清韓両国をしてよくその領土を保全し、その人民を靖ぜしめるにありと思い、曩に内閣に命じて英國政府に協商せしむるところありしに英國政府また恰もその見を齊しくし今回相互の間において締約まさに成れり……』と述べられた。

そして桂首相をして貴族院に対し、小村外相をして衆議院に対して報告せしめられた。

④ 二月二七日、日英同盟関係功労者に対して論功行賞を行われた。

桂首相は伯爵、林駐英公使は子爵、山本海相及び小村外相は男爵及び勲一等旭日大綬章、児玉陸相は勲一等旭日大綬章（既に男爵）、三月五日外務省雇米国人デニソンに勲一等旭日大綬章を授与された。

又三月一日、伊藤が欧州から帰朝し、拝謁の際、日英同盟について陰で力を尽くしたとして賞された。結果的

に見て、伊藤の対露協商は英國側の日英同盟締結を促進した。

- ⑤ 三月四日、海軍に対して『今や極東における平和を維持するため日英協約ここに成り海軍の任務益々重きを加えたり、卿等それ努力頼勉尽くす所あれ』と勅示された。

これは日英同盟締結における海軍力の相互協力が重視された証拠であった。

- ⑥ 三月二六日、英國極東艦隊巡洋艦の入港に際し司令官を駐日公使とともに引見された。

- ⑦ 五月一六日、英國極東艦隊司令長官ブリッジ中将の來航に際し、駐日公使とともに引見の上、總理、外相、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部長等とともに会食を賜った。

その際、『今回の来航は両国平戦両時における協同動作及び作戦を議せんとするものにして、政治、軍事上重大な使命を帯ぶるものなり、よりて去る一四日寺内陸相及び山本海相、伊東軍令部長、田村參謀本部次長、福島第二部長等、ブリッジ及びマクドナルドと横須賀に密かに協議するところあり……』との勅語を賜った。ここに述べられたとおり、両国軍事当局特に海軍の協力に関して、両軍事当局の協定を行つたのである。

- ⑧ 五月二〇日、福島少将が英國における日英協同作戦に関する機密用務のため出國するに際し、陸相、海相とともに引見された。これは後述する『日英連合軍大作戦方針』の決定に伴うものであり、陛下の軍事協定に関する御関心の程がうかがわれる。

- ⑨ 一二月二四日、英國を訪問中であった軍艦「浅間」、「高砂」が帰国した。司令官伊集院少将は、福島安正陸軍少将とともに七月初旬ロンドンにおける両国軍事協定策定の会議に参加、調印したので、両国軍事協定について参内して陛下に報告した。

- ⑩ 明治三六年一月八日、青山練兵場で観兵式が行われ、英國のブラウン中将及びフリーランド大尉に対し拝謁を賜り、その北清事変における日本に対する協力について感謝の意を述べられた。

⑪ 同年一月二二日、英國の駐日公使マクドナルドが、英國皇帝のお写真及び親書を奉呈し、これに対して感謝の勅語を賜った。

⑫ 第二回日英同盟は、明治三八年八月二二日、ロンドンで調印されたが、これに対し『今次日英両国政府の協意をもって、両国間に存在する同盟の協約を更訂せり……』という勅語を賜った。

⑬ 同年一〇月一三日、英國極東艦隊司令長官ノーエル大将が来日し、マクドナルド公使とともに拝謁し、『更訂せる日英同盟協約は、啻に東洋の平和に対する有力なる保障たるに止まらず、既往において両国海軍を連結せる積年の関係を承け、将来一層親密なる結合協定を見るにいたるべきは、朕の信じて疑わざるところなり』との勅語を賜った。

次で、満州における我が軍の作戦を観戦した英國のバーネット中将以下四人に謁を賜り夜はこれら三六人を招いて、威仁、載仁親王殿下、枢密院議長、總理等四三人とともに、会食を賜った。

⑭ 明治三八年九月六日、金子が米大統領ルーズベルトの親書を持ち帰り、同年一一月一一日、返書を送致された。

⑮ 明治三九年八月、英國よりガーター勲章を贈呈され、その返礼の隨員として、山本及び、西の兩大将を英國に派遣されて、翌年六月初旬、ロンドンにおいて両国軍事協定の改定を行わせられた。

以上の個々の事例に見られるごとく、日英同盟については、その締結、維持推進について極めて大きな御聖徳を残されたのであつた。以下同盟締結の背景について述べる。

第二　日英同盟締結の背景

パクス・ブリタニカとバランス・オブ・パワー

日英関係の始まりは、慶長五（一六〇〇）年、九州大分に上陸したWilliam Adams（後の三浦按針）にまで遡る。次

で安政六（一八五九）年、日本は鎖国政策を転換し、日英通商条約を締結し、神奈川・長崎・函館の三港を開放して貿易を正式に始めた。

当時、英國はヴィクトリア女王、日本は孝明天皇・徳川家茂の時代であった。

一 ウエストファリア条約とフランス・イギリスの抗争

一六四八年一〇月二十四日、現在のドイツ領であるウエストファリアで、三〇年戦争の講和条約が結ばれた。これが近代国際政治の始まりといわれる⁽³⁾。

その結果、①諸侯の信教の自由が保証され、②ドイツ内諸侯領が主権国家として認められ、反面③神聖ローマ皇帝の権力が著しく弱まり、④オランダが正式にスペインから独立し、⑤スペインの権力が衰退し、⑥フランスとスウェーデン及びイギリスの権力が強まった。しかしその後の百年間に約三〇回の戦争が繰り返され、この間英國は、①一七一三年のスペイン皇位継承戦争では対仏同盟、②一七四〇—四八年のオーストリア皇位継承戦争ではオーストリアのマリア・テレジアを支持してフランスに対抗し、③一七五六—六三年の七年戦争ではプロイセンと結び、④一七九三—一九年のフランスに対する歐州大同盟ではオーストリア・プロイセン・ロシア・イタリアと結んでフランスに対抗して戦つた⁽⁴⁾。

二 パクス・ブリタニカの確立と停滞

一八一五年ナポレオンは敗退し、ウイーン講和会議によりウイーン体制が開かれた。

イギリスはトラファルガルの海戦で、スペインとフランスの連合艦隊を破って世界的規模の制海権を獲得し、又産業革命による世界経済への支配体制を確立し、同時にアフリカ・インド・ビルマ・アメリカ更にアジアに次々と植民地を拡大し、この間『バランス・オブ・パワー即ち勢力均衡政策』『オープン・ドア・ドクトリン即ち門戸開放政策』と『海洋の自由』を掲げて世界帝国の地位を占めるに至った。英國は、露・奥・普・仏の列強間に勢力均衡を保たせ、

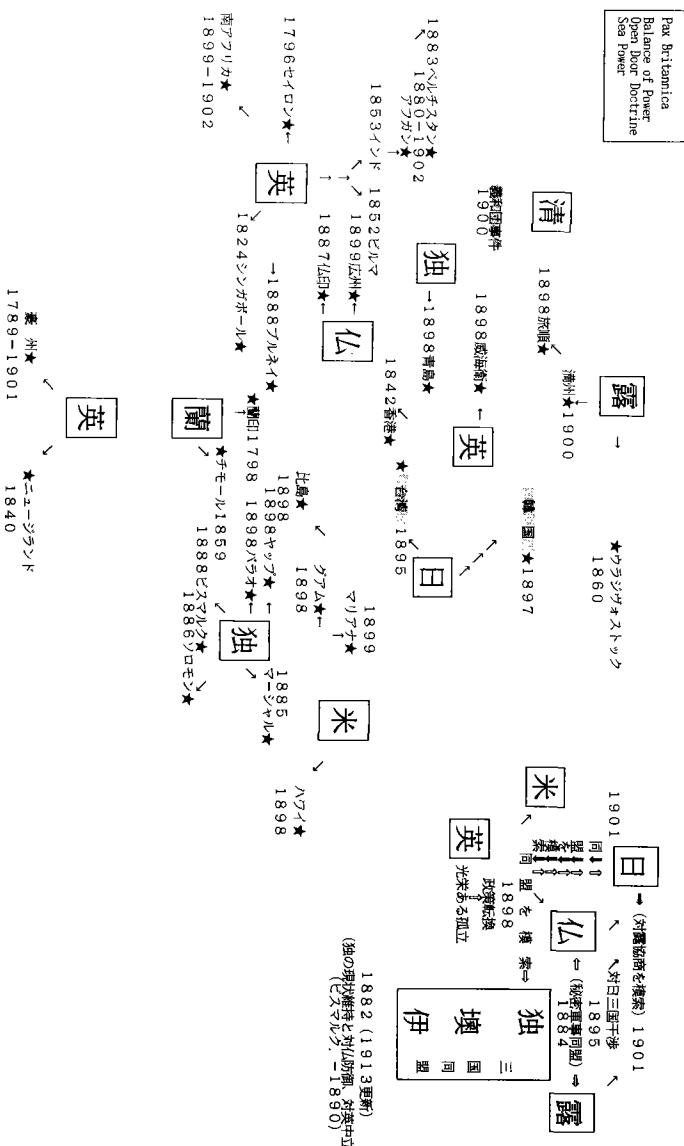
相互に牽制させて力を外に伸ばしえなくすることにより歐州の平和を維持した。なおこの間の金融の中心は従来のアムステルダムからロンドンに移った。

一八一五年から一九一四年の第一次世界大戦に至る百年間は三〇回の戦争があつたが、大きな戦争が少なく、パクス・ブリタニカ即ち『英國の支配による平和』と呼ばれる。かつて、パクス・ロマナがそうであつたように、この体制は、英國による支配で、戦争原因をなくして平和を維持するため、諸国及び植民地に利益を与えて反抗を鎮め、英國式文化・英國式教養・英國式風俗習慣の導入によつて、世界の『イギリス化』が進められた。しかし、その中で、ドイツが勃興して産業革命と植民地獲得及び大海軍の建設に着手した。一八七一年ビスマルクの大ドイツ帝国建設が終り、普仏戦争においてドイツはフランスを破つた。一八八四一年、ドイツは太平洋諸島に植民し、ビスマルク諸島等と名づけたが、安全保障政策に転じたビスマルクは九〇年に失脚しドイツは拡張主義に転換した⁽⁵⁾。明治二八（一八九五年）、日本は日清戦争により旅順・大連を獲得したが露・仏・独の三国干渉によりこれを清国に返還した。ところが明治三〇年一二月ドイツは山東半島に上陸して膠州湾を占領し翌年三月これを租借、同月ロシアも旅順・大連を獲得、英國も翌明治三年、旅順及び山東の両港を制し得る威海衛を租借した。

また米国は、一七八三年、英國から正式に独立して経済力を伸ばしつゝ、英國にならつてマハン提督の海洋戦略論に基づく『門戸開放政策』を掲げて中國大陸に進出を図り、スペインを破つてカリブ海を制圧し、次で明治三一（一八九八年）年太平洋にも進出してフィリピン・グアム・ハワイを領有した。

ロシアは、一八五七一年、ニコライ・ムラビエフによる東征を行い、ウラジヴォストックを占領して極東進出の根拠地とし、明治二四（一八九一）年シベリア鉄道の建設に着工する一方、明治三一（一八九八年）年清国と秘密のうちにシベリア鉄道の支線として満州内を通る鉄道の建設を始めその端末は旅順であることが明白であった。又一八八四年までに中央アジアを制して、アフガン国境でも英國と対立していた。

19世紀末におけるアジア情勢



フランスは一八八七年、既にインドシナ半島に仏印連邦を樹立していた。

このような情勢の中で英國は、一八五三一五六六年クリミヤ半島においてフランスとともにトルコを支援してロシアを敗退させる一方、一八五七一五八年インドで起こった大反乱に対し、武力をもって鎮圧した。更に一八七九一八〇年、英國はアフガン戦争において多大の犠牲を払ってこれに勝ち、アフガンに親英政権を樹立して、インドの防衛を確実にし、一八八五年にはロシアとの間にアフガン国境調整を行つた。

その上、英國は一八九九年一〇月に起こしたボーア戦争即ち南アフリカ戦争において各艦隊に対抗するため極東からもその海軍の一部を回航せざるをえず、ピーク時約五〇万の陸軍を長驅南アフリカに送り、一九〇二年五月末の講和条約調印までに五万人の生命を失い、四万人の捕虜を出した。⁽⁶⁾

その頃の歐州における國際關係は、①一八八〇年代の露・仏同盟と独・墺・伊同盟の対立及び②一八九八年のアメリカ大陸における英・仏の対立という構図であった。

このような中で明治三三（一九〇〇）年六月二〇日、北京において義和團の事件が起こり同地にあった各国公使館は危機に陥ったが、列国特に露・独・米・日の派兵に比し、英國はボーア戦争に忙殺されて有効な措置を講じることが出来なかつた。

第三 締結の経緯

インドの大反乱及びボーア戦争並びに北清事変を契機に、英國は孤立的外交政策を捨てて同盟を模索した。このような中で英國政府は一八九八年頃、仏・独・露及び米国に逐次同盟を交渉したが実現しなかつた。即ち、英國のソールズベリーとチエンバレンの巨頭内閣は、一八九八一九〇一年ドイツに働きかけて、フランス又はロシアに対抗する英独同盟、又はアフリカ及びアジア問題の解決のために、歐州の露仏同盟又は独・墺・伊同盟のいずれかと結ばう

としたが、ドイツは英國と結べばロシアとの戦いになることを恐れて拒否した。また、英國は日・米・独との大同盟をも考えたがいずれも実現しなかった。このような國際情勢のもとで接近した相手が日本であった⁽⁷⁾。即ち明治二一（一八九八）年五月一七日ソールズベリーは上院で日本に好意的な演説をした。日英同盟への胎動であった。

一方、日本政府も同盟政策について関心を持っていた。幕末の橋本左内は日露同盟論を唱えた。伊藤俊輔（後の博文首相）は元治元（一八六四）年、英・仏・蘭・米連合艦隊の下関砲撃の講和に英國のオネスト・サトウと初めて顔を合わせている。

幕末の文久元（一八六二）年露国軍艦が二月から八月までの間、対馬に寄港・上陸して、外國奉行小栗豊後守の抗議とオルコック英國公使及び英軍艦の派遣強圧により、退去した事例がある⁽⁸⁾。しかし、英國軍艦も既に安政六（一八五九）年に二回、対馬に寄港して偵察し、その戦略価値に着目していた。露艦の対馬事件を通じて日本は露よりは英に好意を有するようになった。山県有朋は熱心に日英同盟を進め、海軍・陸軍・外務省も日英同盟に熱心であった。

日本政府は、明治二三（一八九〇）年五月、ロシアの南進に対抗するため英國またはドイツのいずれと同盟するかについて検討したが、翌年山県内閣の崩壊により取り止めた。日本政府の反ロシア感情は前から強かつたが、日清戦争の結果我が国が得た遼東半島の返還を巡ってロシアはフランス及びドイツとともに明治二八（一八九五）年日本に対して三国干渉を行い、我が国はその結果臥薪嘗胆することとなり、ロシアに対する報復の世論は沸騰した。しかし当時の我が国の為政者には、①ロシアと協商して韓国における我が国の権益を認めさせ、我が国はロシアの満州におけるその権益を認めるという『満韓交換論』と、②英國と結んでロシアに対抗するという『日英同盟論』とがあつた。前者は伊藤に代表され、後者は山県及び当時の桂太郎内閣の政策であつた⁽⁹⁾。

明治三四（一九〇二）年、伊藤博文前首相は米国を経由して訪露し日露協商を打診した。一方林駆英公使は政府の訓令に基づき日英同盟締結交渉を開始した。

その結果、明治三五年一月三〇日ロンドンにおいて日英同盟が締結された。

明治三一（一八九八）年三月「八日ドイツのウイルヘルム一世はロシアのニコライ一世に「ドイツとロシアは勃海湾の入り口で仲良く哨兵を勤めよう」と手紙を出している。⁽¹⁰⁾これは三年前に日本に対する三国干渉を行った場合の「黄禍論」と同様、ロシアのバルカン半島方面への関心を極東に転じさせようというドイツの謀略であったと思われる。

第四 條約の内容及びその変遷

一 『第一回日英同盟協約』 Anglo-Japanese Agreement of Alliance 一九〇一[年]一月三〇日

日英同盟は、極東 (Extreme East) における現状・平和維持、清帝国・韓帝國の独立⁽¹¹⁾と領土保全、商工業の機会均等をその目的とし、協約の要項は次の通りである。

第一条 英国は清国、日本は清国及び韓国に対する列国の侵略、自国民の保護のため措置をとることができる。

第二条 利益を防護するため列国と戦端を開く時は他方は厳正中立、他国の参戦を妨害

第三条 他の国が参戦するときは協同戦闘 単独不講和 conduct the war in common

第六条 五箇年間有効

同時に併せて秘密文書で『海軍協力に関する交換公文』を交換し、平時にける海軍の協同及び両国は極東海軍の優勢を維持することを約した。

これらの協約に基づき、陸海両軍事当局は軍事協定を結ぶため福島安正陸軍少将及び伊集院五郎海軍少将をロンドンに派遣することとなり、両名の協商の基準として、一九〇一年五月二〇日『日英連合軍大作戦方針』を決定した。決定に当たったのは、大山巖参謀総長、伊東祐亨軍令部長、山本権兵衛海軍大臣、寺内正毅陸軍大臣以下であった。

この方針は、想定国を露・独・仏・奥地・伊・米の六国之内、特に露の陸軍一〇万、仏の陸軍三万とし、作戦方針は満州において攻勢をとることで了解した。このとき次のような甲・乙両案を考察したが、乙案を採用することを結論とした。⁽¹²⁾

甲案＝両国艦隊のみで敵の旅順・浦鹽の根拠地に向かい攻撃（奇の戦法）

乙案＝陸海軍協同して敵を攻撃（正の戦法）

『第一回日英軍事協定』⁽¹³⁾

前記の大方針に基づいて、ロンドンで、協商した結果明治三五年七月七日調印したのが『第一回日英軍事協定』であつたが、英代表はニコルソン陸軍中将及びクスタンス海軍少将、日本代表は伊集院五郎海軍少将及び福島安正陸軍少将であつた。

なお、これより先の五一四日横須賀で両国軍事代表者の会談が行われていた。出席者は、英側がマグドナルド公使及びブリッジ支那派遣艦隊司令長官、我が方は陸海軍の首脳であつたが協議内容は英側出席者の関係上、海軍の所管に止まつた。

ロンドンで結ばれた『第一回日英軍事協定』の要旨は、次の通りであった。

①目的は敵艦隊及び敵野戦軍の撃滅、②兵力の集中と交通路保護を重視、③制海権なしの攻勢作戦は行わない、④相互通信組織設定、⑤共通暗号、⑥情報交換、⑦海底電線利用 その他

この協定は海軍に関する事項が多く、陸軍に関しては別途陸軍当局者間で協商され、七月八日『第一回日英陸軍軍事協定』として調印され、その要旨は次の通りであった。

①対露仏作戦において、日本陸軍は満州で攻撃する、②満州での連合作戦に関する提議を留保する（これは次③項とともに、両国の合意が得られなかつたことを意味する）。③英軍の満州派兵は言約なし、④連合司令権は談合して決定、

⑤共通地図

一 第二回日英同盟協約⁽¹⁴⁾

明治三七年二月から翌年九月六日までの間戦われた日露戦争の末期、英國政府はまだ二年間有効である日英同盟を、引き続き継続するほか、その同盟の内容を強化するよう提案し、日本政府も異議なくこれに応じ、交渉の結果、日露講和成立直前の八月一二日にロンドンにおいて調印され、講和条約の成立後の九月二七日に発表された。これが第二回日英同盟で、第一回同盟が『防守同盟』即ち『厳正中立の維持』であったのに、今回のは『攻守同盟』であり、適用領域も、第一回同盟が極東に限定していたのを、今回のはインドをも含むこととされた。これは英國が日本の軍事力の優位を認めた結果で、その要旨は次の通りであった。

前文 東亜・インダ (Eastern Asia and India) における平和、清帝国の独立・領土保全、清帝国における機会

均等、東亜及びインドにおける領土権・利益の防護

第一条 一又は数国と交戦の場合はいずれの地を問わず協同戦闘に当り単独不講和

(whenever arising, ... at once come to the assistance of its ally)

第八条 有効期限 一〇年

『第二回日英軍事協約』

第二回同盟締結後も前回の軍事協定は有効であったが、その質的変更により、軍事協定をも改定することとなり、二年後の明治四〇年六月七日、ロンドンにおいて協商調印されたのが『第二回日英軍事協約』で、英代表はフィッシャー海軍元帥及びリットルトン陸軍大将とニコルソン陸軍大将、日本代表は山本権兵衛海軍大将と西寛一郎陸軍大将で、その要旨は次の通りであった。

『第二回日英陸軍協約⁽¹⁵⁾』

①露国と戦争する場合は極東又はインド方面の固有の戦場で作戦することにより、牽制することに努めるseek to create a diversion、②野戦軍及び大本營に參謀を派遣、③軍事通信の交換などについて定めた。

これは、一九〇五年協約と著しく違背しており、海軍も互いに艦隊をもって援助しあうことを約束しなかった。これは、両国の軍事当局者が戦時における軍隊の派遣について平時から定めておくことに合意しなかつたことを意味するが、日露戦争における露国陸軍及び艦隊の完敗に対して英國がその勢力均衡政策上、日本に対する援助を必要と認め、又日本も軍事的自信を得たからであった。

三 第三回日英同盟協約^[16] 明治四四（一九一二）年七月一三日

第四条 一方が総括的仲裁裁判条例を締結した場合は、交戦義務なし（米国と戦わず）

第六条 有効期限 一〇年（一九二〇年七月までに廃棄又は延期しなければ一年間有効）

四 『第四回日英同盟協約及び付帯共同宣言』の日本外務省案 大正一〇年四月一四日

第二条 一又は数国と交戦の場合にはいずれの地を問わず協同戦闘 単独不講和 但し赴援前予め連盟規約所定の手続きを要する

第六条 有効期限 一〇年

付帯共同宣言日本案 両国は米国と交戦する義務を負わしめざることを約す

日英米共同宣言又は日米・英米の交換公文案 三国は他を援けて交戦する義務を負わず（当時英國側には延長に
関する熱意はなく、言を左右して交渉に応じなかつた）^[17]

日露戦争の後の日英関係は良好であったが、英國の対中國貿易は日本のそれによって逆転させられていた。また明治四〇（一九〇七）年一〇月、在野の政治家である大隈重信が、「戦後海外での日本の評判は誠に良い。ことにインドで好評だ。インド人は日本人を歓迎している。日本人の発展する好機だ。インド方面に日本の製品を売りつけ、ヨー

ロッパと競争しなければならない」と演説したことが、ロイター通信で報じられているが、英國人の対日警戒感を刺激したひとつの例である。⁽¹⁸⁾

又、明治四〇年一二月には米国は大西洋艦隊を太平洋に回航したが、当時米国内における日本人に対する人種差別問題ともからんで、英国内では、日英同盟に対する熱意が急速に冷却して行つたものと思われる。しかも日露戦争後から逐年、日本が満州において政治・経済面で独占的に振る舞つたことは英米の門戸開放・機会均等主義を刺激した。

第五　日英同盟廢棄への道

一　第一次世界大戦と日本の対応

日本は日英同盟の範囲外と認識し世界的視野が欠落する一方利己的行動をとつた。即ち、①青島攻略即ち八月二三日、日本は対独宣戦し英國と共同して青島の独軍要塞を攻略し、②南洋諸島の占領即ち一〇月三日、海軍に独領南洋群島占領を命じ、一二日までにヤルート、クサエ、ポナペ、ヤップ、パラオ、アンガウル、サイパン、トラックの諸島を占領、③陸・海軍の地中海への派遣問題即ち陸海軍は英仏両国の再度の要請にも拘らず「國軍唯一の目的は国防である」として拒否した。その後大正六年二月一日の獨の無制限潜水艦戦宣言にともない同月二日、海軍は特務艦隊の地中海派遣を受諾し、一日佐世保を出発四月一三日マルタ島に到着、その後増派をして、大正八年六月一八日横須賀帰着まで連合軍船舶を護衛した。この間駆逐艦「榎」が雷撃されて五九名の犠牲をだした。

陸軍は最後まで欧州には出兵しなかつたが、大正七年のロシア革命に続く連合国シベリア出兵には最大規模の軍をもつて最长期にわたり極東シベリアの要地を占領した。④ベルサイユ講和会議では日本は殆ど発言せず新秩序の枠組みに寄与しなかつた。

二 國際連盟と日英同盟

(一) 國際連盟の集團安保構想と日英同盟の個別の安保構想のギャップ⁽¹⁹⁾

大正九年七月二三日、両国は連盟に対して『日英同盟は連盟規約と矛盾するので期間終了後延長する場合には矛盾しないようにする』と通告した。廢棄の萌芽が見られる。

(二) 米国及び英連邦諸国（カナダ、南アフリカ）の日英同盟に対する反対が強かつた。

(三) その後の國際情勢と日本の国防及び外交は英國の脅威であった露及び独が敗北し逆に極東における日本の勢力が伸長して英國の相對的霸權が後退した。

三 ワシントン会議と日英同盟⁽²⁰⁾

(一) ワシントン会議は、①米英日仏伊の海軍軍縮、②太平洋の安保、③中国問題を主題とした。その中で太平洋の安保を巡って英米仏との間に太平洋四箇国条約を結んだ。

(二) 太平洋日英米仏四箇国条約⁽²¹⁾

ワシントン軍縮会議で大正一〇年一一月一一日、英國側から、「日英同盟にかえて、日英米三国間で東亞の平和維持と太平洋の諸島の領土権を防護するための協約を締結したい」との突然の提案があつた。英國代表は國是として同盟はできないが、フランスも入るのであれば賛成するということになった。日本政府代表は予め「修正或は廃棄でもよろしい、列國の態度を見てしかるべき態度を決せよ」と訓令されていて四国条約という形で決着した。英國の日英米三国協定案（一一月一一日案）は、①東亞における平和及び領土上の現状維持を日英米三国で協定する、②太平洋の諸島に関する各國の権利を承認する、③若し前記領域に関する権利が侵害される場合、他の国々は軍事的同盟に入るものとし、その際専守防衛に限り又他の国に通告する、等と述べていた。

この提案に対して、日本国政府代表の一人であつた幣原喜重郎駐米大使は、英國代表に対して、英國が米国と先に

話し合って、当事国である日本には突然申し出るのは理解できないとの覚え書きを出したが、結局は、三国で審議に入り、日本側は主として「日本本土がこの太平洋上の諸島に含まれるか否か」に論議を集中し、米国は日英同盟に米国が参加するという形を避け、日英同盟の廢棄を実現することに成功した。その結果締結されたのが要旨次のような条約であった。当時米国は日本外務省の暗号解読に成功していた。

『米・英・仏・日間の、一九二一年一二月一三日ワシントンにおいて調印された条約⁽²²⁾』

——太平洋方面における島嶼たる属地及び島嶼たる領地に関する四国条約——

第一条 太平洋における権利を尊重し権利の争議は共同会議に付す。

第二条 有効期間を一〇年とする。

第四条 日英同盟は終了する（一九二三年八月一七日公布・実施）shall terminate.

四 日英同盟の廢棄とその後の日本の国防及び外交⁽²³⁾

(1) 日本の国防及び外交方針は引き続き英國との友好親善を基調とし国防方針は孤立化を戒めていた。

- (1) 一九三七年、吉田茂大使とチエンバレン蔵相間で、主にシンガポールの防衛を巡って日英不可侵条約について話し合われたが流産した。

第六 日英同盟史の教訓——日米安保の将来 国連協力と国際貢献

以上述べたように、日英同盟は両国の継続努力にもかかわらず一〇年で幕を閉じた。その締結及び改定並びに廢棄に至った経緯を考える時、現在の日米安保について示唆を得られる所が少なくない。

以下日米安保の将来について考察する。

- 一 最近国際情勢が激変し、ソ連が崩壊し世界新秩序への模索が行われている。

先般、ブッシュ大統領は東アジアを訪問し、米海軍はフィリピンを撤退して、シンガポールをその海軍基地化するという構想を打ち出した。その翌日、中国の楊尚昆主席がシンガポールを訪問した。またブッシュ大統領は日本で日米同盟の重要性を強調した。

なお、昨年米国のBaker[国務長官]は新アジア外交政策(Foreign Affairs,[56] Winter.)を発表したがその要点は次の通りである。⁽²⁴⁾

①多国間協議方式による安保・日米安保は新太平洋パートナーシップの要である。

米韓関係、ASEAN、オーストラリア、友好国の防衛力の向上により、米軍の戦力構造、防衛活動の調整が必要であり、これは太平洋を挟んだ新パートナーシップを意味する。

②APEC(アジア太平洋経済協力閣僚会議)の意義が重要性を増して来る。

③日米関係はアジア太平洋の繁栄と安保の前提であり、日米同盟の強化、経済緊張の緩和、グローバル・パートナーシップ、歴史・伝統・日本語普及等の文化交流が必要。

④日中関係では中国関与政策の根幹は、米国的理想・価値観に基づかなければならぬ。

⑤アジアにおけるロシアについては、ウラジオの開放、ナホトカ自由貿易地域、北方領土解決が重要である。

⑥正義と幸福・相互繁栄と共通の価値観を基盤とする共同体観を意識する。

二 政治・経済的面では日米安保の堅持及び改定(相互依存性の改善)が考えられる。

三 軍事的側面では、集団安保構想の中における自衛隊のあり方が問われ、一国平和主義はもちろん、日米関係のみの視点ではなく、世界的視野が必要となりつつある。

結 び

日英同盟締結九〇年に当り、改めてその締結及びその後における明治天皇の御聖徳の一端をお偲び申し上げたのであるが、憲法の精神に則り、外交と軍事の枢機を親ら決断され、歐米列強のアジア侵略の野望を折衷しつつ、国益を擁護し、日露戦争勝利ひいては我が國繁栄の基礎を築かれた御聖徳に対し改めて追慕申し上げるところである。

しかし国家に永遠な同盟はない。國家にとって永遠なものは国益だけである。
しかも我が国は国際的に孤立しては生存できない。にもかかわらず、その同盟にも欠陥がある。我々は次のような軍事同盟の本質的な欠陥をよく理解しなければならない。

- ①国益優先＝自国の国益を優先的に考えるのが常である。
- ②相互不信任＝相手が同盟を遵守するかどうかについて互いに信じられない。
- ③情勢の変化＝情勢の変化により敵が味方になったり目的がなくなったりする。

日英同盟は英國が歐州及びアジアにおけるパクス・ブリタニカ即ち勢力均衡、門戸開放・機会均等の手段として、最初はロシアの南進を防ぎ、次はドイツの拡張を阻止するものであつたが、露独両国の敗北と國際連盟の創設、米国の勢力拡大により日英同盟を破棄してパクス・アングロ・アメリカーナに変化した。

日本は、日英同盟の本質がパクス・ブリタニカによる、①勢力均衡、②通商貿易の機会均等、③門戸開放であるといふ本質を軽視し、その変化に対応できなかつた。

特に日露戦争勝利後及び第一次大戦勃発後における世界的視野での対応を誤り、英米の圧力のもとに太平洋四箇国条約により破棄された後は孤立化しやがて第二次大戦へと進んだ。

日英同盟の維持推進には皇室及び外交当局並びに軍部は熱心であったが、経済界はむしろ競争に熱心な状況で、次

第に英國のアジアにおける經濟的特權をおかし、遂に逆転するに及んで、英國の失望感を招いた。英國は自國が產業革命により先進であり、制海権を保持するが故に、海洋の自由を標榜し、門戸開放、機會均等を政策としたが、それが逆に日本との逆転の原因となつた。現今、パクス・アメリカーナの時代に当たり、その米国にも往年の実力はない。いのうな中で國連は集団安保構想を理想としているが、平和を維持するには中心的霸權國家の存在と、勢力均衡の原則の必要性は変わらず、門戸開放努力及び國際連合の枠内における地域的集団安保の重要性は減ずることはないであろう。

戦争は他の手段をもつてする政治の延長である。

註

- (1) 田塚茂樹編『对馬遷』(中央公論社、昭和六〇年) 一一一—一三七頁、一四五—一五六頁。
- (2) 宮内庁編『明治天皇紀 第一〇、第一一卷』(吉川弘文館、昭和五一年)
- (3) 神川彦松『神川彦松全集第八卷』(勁草書房、一九七四年) 一六頁。
- (4) Kalevi J. Holsti, "Peace and War: Armed conflicts and international order 1648-1989", Cambridge University Press, 1992, pp. 85-87.
- (5) 前掲、『対馬記』一四九—一五〇頁。
- (6) R. E. Dupuy and T. N. Dupuy, "The Encyclopedia of Military History", Haper and Row, Publishers, 1986, p. 855.
- (7) Ian H. Nish, "The Anglo-Japanese Alliance", The Athlone Press, 1985, pp. 63-69.
- (8) 日野清二郎『幕府における対馬の英露』(東京大学出版部、一九六六年) 一一九—一五八頁。

(9) Ian Nish, op. cit., pp. 58-62.

外務省編『日本外交文書第三五卷』(日本國際連合協会、昭和二〇〔年〕九月—一四四頁。

(10) 平川祐弘『西歐の衝撃と日本』(講談社、昭和六〔年〕) 一七〇—一七一頁。

(11) 外務省編『日本外交年表並主要文書・上』(原書房、昭和六〔年〕) 一一〇—一一〇五頁。

(12) 『宮崎周一陸軍中將資料』防衛研修所戰史部藏。

(13) 同上。

前掲、『日本外交文書第三五卷』一四四—一五一頁。

(14) 前掲、『日本外交文書第三五卷』一三三七—一四一頁。

(15) 前掲、『宮崎周一陸軍中將資料』

(16) 前掲、『日本外交文書第三五卷』三四五—三五三頁。

(17) 幣原喜重郎『外交五十年』(中央公論社、昭和六〔年〕) 五九一六三頁。

『大正ニース事典V』五三〇頁。

前掲、平川祐弘、二八四—二八五頁。

(18) 前掲、『日本外交文書第三五卷』五二八—五三〇頁。

(19) 同上、五二九—五三〇頁。

(20) 同上、五三〇—五三〇頁。

(21) *Papers Relating to the Foreign Relations of the U. S. 1921 volume I*, U. S. Government Printing Office, Washington, 1938, pp. 1-41.

(22) 前掲、『日本外交文書第三五卷』五三三—五四〇頁。

(23) 前掲、『宮崎周一陸軍中將資料』

(24) James A. Baker, III, "America in Asia", *Foreign Affairs*, Winter 1991-92. pp. 1-11